

長崎県後期高齢者医療広域連合実費弁償に関する条例

平成19年2月2日 条例第8号

平成25年2月18日 条例第4号

最終改正 平成28年2月17日 条例第3号

(実費弁償を支給する者)

第1条 次に掲げる者に対しては、実費を弁償する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の3第3項の規定により選挙管理委員会の求めにより出頭した者
- (2) 法第100条第1項後段の規定により議会の求めにより出頭した者
- (3) 法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により参考人として出頭した者
- (4) 法第199条第8項の規定により監査委員の求めにより出頭した者
- (5) 法第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者
- (6) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により審理員又は審査庁の求めにより出頭した者
- (7) 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により長崎県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会の求めにより出頭した者

(8) 条例又は規則の定めるところにより出頭した者

2 前項に定めるもののほか、広域連合の機関の依頼により、公務の遂行を補助するために旅行した者に対し、実費を弁償する。

(実費弁償)

第2条 実費弁償は、出頭し、又は参加したときに支給する。

2 前項に定めるもののほか、実費弁償の額及び支給方法については、広域連合の一般職の職員の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月18日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月17日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。